

2018年2月19日

各 位

会社名 株式会社 M C J
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 高島 勇二
(東証第二部 コード番号: 6670)
問合せ先 経営企画室
(電話番号 03-6739-3991)

英国における訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2016年8月4日付「英国における訴訟の判決に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2014年12月19日付で、CRT モニタ及びLCD モニタに関して発生した国際的価格カルテル事件に関連して、当社子会社6社（以下、併せて「当社子会社」）を原告として、英国高等法院において提起した損害賠償請求訴訟について、英国控訴院に裁判管轄権の認定に関して控訴しておりましたが、この度進捗がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件判決がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 英国控訴院民事部 (The Court of Appeal Civil Division)
- (2) 年月日 2018年2月16日 (英国時間)

2. 本件判決の概要

- (1) 裁判管轄権の認定に関して、原告の主張を認める。
- (2) 当社子会社側の訴訟費用の一部もしくは全部を被告の負担とする。

3. 訴訟の経緯

2016年8月4日付「英国における訴訟の判決に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、CRT モニタに関する訴訟に関して、2016年5月23日 (英国時間) 付で、裁判管轄権に関する認定に関して、当社子会社の請求が棄却され、被告側の訴訟費用は当社子会社の負担とするとの判決を言い渡されました。

これを受けて控訴した結果、当社子会社の主張が認められ有利となる判決が下されたことにより、当社子会社の控訴費用の一部もしくは全部を被告側が負担することとなりました。

なお、LCD モニタに関する訴訟に関しては、被告側が当社子会社に対して控訴しておりましたが、被告側の主張が棄却されたことにより、CRT モニタ、LCD モニタともに、当社子会社の主張が認められた形で進捗しております。

当社子会社6社とは、iiyama Benelux B.V.、iiyama Deutschland GmbH、iiyama (UK) Limited、iiyama Polska sp. z o.o.、iiyama France S.a.r.l.、(株)マウスコンピューターです。

4. 業績に与える影響

本件による2018年3月期の連結業績に与える影響につきましては、現段階においては精査中であり、具体的な影響額につきましては確定次第速やかに開示いたします。

【ご参考】

2016年8月4日付ニュースリリース「英国における訴訟の判決に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」
<http://pdf.irpocket.com/C6670/xoy0/phD4/WmrY.pdf>

2017年5月15日付決算説明資料「2017年3月期（2016年4月～2017年3月）」 P.19
<http://pdf.irpocket.com/C6670/wReJ/onKM/totL.pdf>

以上